


平成23年 5月 27日

三重県議会議長 山本 教和 様

氏名 村林 聡 

平成23年度政務調査費に係る収支報告について

三重県政務調査費の交付に関する条例第10条第1項(第3項)の規定により、  
別紙のとおり23年度政務調査費収支報告書を提出します。

23900001

平成23年度 政務調査費収支報告書

1 収入

氏名 村林 聡

政務調査費 180,000 円

2 支出

(単位:円)

項 目		内 訳	備 考
調査研究費	0	旅 費	0
		需 用 費	0
		委 託 料	0
		負 担 金	0
		そ の 他	
研 修 費	0	旅 費	0
		報 賞 費	0
		需 用 費	0
		使 用 料	0
		負 担 金	0
会 議 費	0	旅 費	0
		需 用 費	0
		使 用 料	0
		そ の 他	0
		そ の 他	0
資料作成費	0	需 用 費	0
		手 数 料	0
		そ の 他	0
資料購入費	4,345	図書購入費	0
		その他資料購入費	4,345
広 報 費	0	旅 費	0
		需 用 費	0
		通 信 運 搬 費	0
		そ の 他	
事 務 所 費	12,500	賃 借 料	12,500
		管 理 運 営 費	0
		そ の 他	0
事 務 費	0	需 用 費	0
		通 信 運 搬 費	0
		そ の 他	
人 件 費	62,500	職員の給料、手当、 社会保険料、賞金等	62,500
合 計	79,345		

3 残余

100,655 円

23900002

平成23年度調査研究活動の実施概要報告書

会派（議員）名 村林 聡

調査研究活動の主な内容、成果等

本年度も昨年度に引き続いて事務所を開いています。事務所とは地域の声を受ける拠点、政務調査研究の拠点です。議会改革によって、年2回の会期制となり議会活動については充実しているところですが、反面それによって私自身が事務所内に常駐することは益々難しくなっているのが現状です。そこで引き続き職員を雇用し、それらの業務をサポートして頂いています。事務所内での仕事のほか、地域との連絡や情報収集の必要もあり、職員の定数として2人は必要だと考えています。またその他資料等を購入し、その事務所機能と合わせて、調査研究活動に役立てています。

以上です。

# 資料購入費

23900004

平成23年4月分新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞	¥2,900	産全	¥2,950
朝日新聞			
毎日新聞			
伊勢新聞	¥2,840		
日本経済新聞			
中日スポーツ新聞朝夕刊			
合計			¥8,690-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 番66-0406

上記金額の5割に相当する¥4345を政務調査費から支出。

事務所費

23900006

# 領 収 証

No. 003275

2013年4月22日

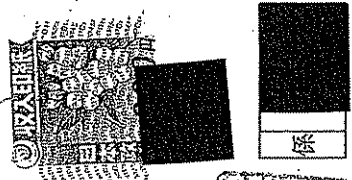
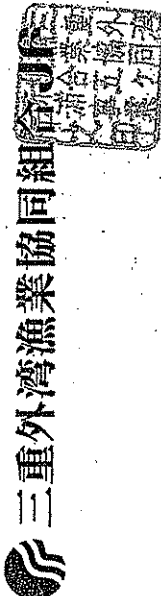
村林とこと事務所様

金 額											円	
				5	0	0	0	0	0	0	0	

但し 4月分 値分料

上記金額正に受領致しました

内 訳  
 現金 50,000  
 小切手 等



上記金額の2割5分は相当する¥12500を政務調査費から支払



賃貸借契約書

くまの [redacted] (以下「甲」という。)と 村林さん後援会 (以下「乙」という。)との間において、くまの灘漁業協同組合が所有する五ヶ所浦支部旧購買店舗 (以下「店舗」という。)に関し、以下のとおり賃貸借契約を締結する。

(使用目的)

第1条 甲は店舗を乙に賃貸し、乙はこれを賃貸し、事務所として使用するものとする。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、平成19年6月15日から平成20年6月14日までの1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙双方から何ら申し出がない場合は、この契約は1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(賃料)

第3条 賃料は1ヶ月金50,000円とし、乙は毎月末日までに現金又は甲指定の金融機関に振り込み支払するものとする。

(契約の解除)

第4条 本契約の解除については、甲乙3ヶ月前までに申し出るものとする。  
2 乙が、本契約に違反したときは、甲は、事前の催告なくして、この契約を解除することができる。

(転貸等禁止)

第5条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、この契約によって取得した権利を第三者に譲渡し、又は、本店舗を第三者に転貸してはならない。

(毀損・滅失に対する責任)

第6条 乙又はその関係人がその責に帰すべき事由により店舗建物並びに設備器具等を滅失又は毀損したときは、補填又は修理し、その費用並びに損害金は乙の負担とし、甲の指定した日までに弁償しなければならない。

(費用負担)

第7条 乙は、電話・ガスについては、直接関連会社と使用契約を締結するものとするが、電気・水道料金については、甲が相当と判断する基準をもってそ

の負担配分を行う。

(駐車場)

第8条 甲は、店舗に隣接する駐車場に乙の使用分として3台分を用意するものとする。また、駐車料金については、賃料の中に含まれるものとする。

(善管注意義務)

第9条 乙は賃貸借物件を善良なる管理者の注意義務をもって使用するものとする。

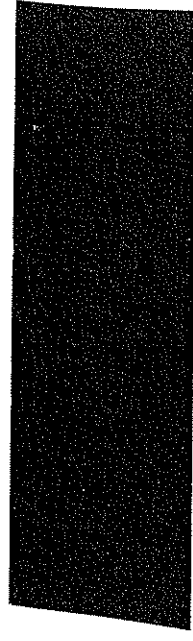
(その他)

第10条 甲及び乙は、この契約各条項を誠実に履行するものとし、この契約に定めなき事項又は疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議解決するものとする。

本契約を証するため本書2通を作成し、各自記名押印のうえ1通を保有する。

平成19年6月18日

甲 (賃貸者)



乙 (賃借者)



三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦727  
村林さん後援会  
会計責任者



23900008



人 件 費

領収証

No. \_\_\_\_\_

米林会計事務所 様

23 年 4 月 30 日

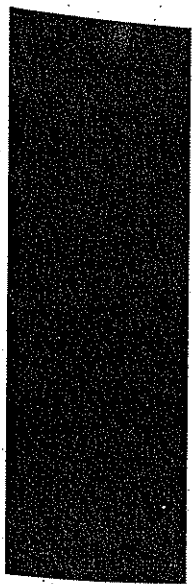
金額	¥	13000
----	---	-------

内 但 H23 4月分給与

消費税等 上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

〒 HISAGO #778



係

上記の金額の2割5分に相当する¥32500を政務調査費から支出。

領収証

No. ....

村林さとし事務所 様

23年 4月 30日

金額	¥	120000
----	---	--------

内 消費税等  
 目 H 23.4月分給与  
上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

HISAGO #778

上記金額の2割15分に相当する¥30000を政務調査費から支出。

## 雇用契約書

この契約書は、村林聡（事務所）との雇用契約を結ぶものである。内容については以下に掲げるものであり、その項目を厳守することを必須条件とする。

### 勤務時間

- ① 基本的に朝 9 : 00 始まり、終わりの時間は仕事内容が多岐にわたるため、この時間を定めないものとするが、夕方 17 : 00 を目安にする。
- ② 勤務日は、平日・祭日に関係なく、基本的に月曜から金曜までの週 5 日間とする。
- ③ 上記時間帯に勤務できない場合は 3 日前までに雇用者に申告をする。

### 給与

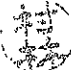
- ① 仕事内容、時間が不規則なため、時給計算ではなく、月単位の一定金額の固定給とする。
- ② 固定給の設定は雇用者との話し合いにより定めるものとする。
- ③ 時間外勤務による給与はそのつど雇用者との話し合いで定めるものとする。

### 仕事内容

- ① 基本的には雇用者の動向をもとにする。
- ② 雇用者の県議会活動をサポートする。（質問等に関する資料収集、県内地域調査・公聴、県政報告の準備、行動予定表作成等々）
- ③ 事務所の管理全般。

以上

契約年月日 平成 22 年 12 月 3 日から平成 23 年 4 月 30 日まで

雇用者 村林 聡 

契約者 

備考 給与は月定額 120,000 円とする。

## 雇用契約書

この契約書は、村林聡（事務所）との雇用契約を結ぶものである。内容については以下に掲げるものであり、その項目を厳守することを必須条件とする。

### 勤務時間

- ① 基本的に朝9：00始まり、終わりの時間は仕事内容が多岐にわたるため、この時間を定めないものとするが、夕方17：00を目安にする。
- ② 勤務日は、平日・祭日に関係なく、基本的に月曜から金曜までの週5日間とする。
- ③ 上記時間帯に勤務できない場合は3日前までに雇用者に申告をする。

### 給与

- ① 仕事内容、時間が不規則なため、時給計算ではなく、月単位の一定金額の固定給とする。
- ② 固定給の設定は雇用者との話し合いにより定めるものとする。
- ③ 時間外勤務による給与はそのつど雇用者との話し合いで定めるものとする。

### 仕事内容

- ① 基本的には雇用者の動向をもとにする。
- ② 雇用者の県議会活動をサポートする。（質問等に関する資料収集、県内地域調査・公聴、県政報告の準備、行動予定表作成等々）
- ③ 事務所の管理全般。

以上

契約年月日 平成22年12月1日から

雇用者

村林

聡

契約者



備考

給与は月額130,000円とする。